

被災者支援に関する 各種制度の概要

（令和7年8月大雨関連）

※本内容は、令和7年8月25日時点のもので、今後も随時更新を予定しています。

※前回からの変更項目は、目次をご覧ください。

八代市

被災者対応

災害相談窓口	P1
災害ごみの受入れ【更新】	P2
消毒液の配布	P3
公衆浴場の無料入浴支援【追加】	P4
災害ボランティアの派遣依頼・ボランティアの募集	P5
災害サポート・レンタカーの提供	P6

公的書類の発行等

り災証明書の発行	P7
マイナンバーカード等の再交付手数料の免除	P8
住民票等の交付手数料の免除	P9

経済・生活面の支援

災害見舞金の支給	P10
児童扶養手当の特別措置	P11
学用品の給与	P12

税金・保険料等の減免措置等

市県民税の減免	P13
固定資産税の減免	P13
国民健康保険税の減免	P13
介護保険料の減免	P13
後期高齢者医療保険料の減免	P14

公共料金の減免措置等

水道料金・簡易水道使用料の減免【追加】	P15
下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料・公共浄化槽使用料の減免【追加】	P16
下水道受益者負担金（分担金）の徴収猶予【追加】	P17
ケーブルテレビ利用料の免除	P18

住まいの確保

賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）	P19
住宅の応急修理	P20
令和7年8月大雨 畳替助成事業	P21

事業経営・農林漁業への支援

八代市中小企業信用保証料補給事業（災害対応分）	P22
日本政策金融公庫による「災害復旧貸付」	P23
中小企業基盤整備機構による「小規模企業共済災害時貸付」	P24
緊急時短期資金保証制度	P25

被災者対応

制度の名称	災害相談窓口
支援の種類	サービス等
制度の内容	◆開設場所・時間 【八代市役所本庁舎2階市民相談室】 住所：八代市松江城町 1-25 開設時間：平日（月～金） 9：00～17：15 被災に関する各種相談、問い合わせ等を受付し、関係する窓口への案内を行います。
活用できる方	令和7年8月大雨で被災された方
注意事項	外国語（22言語）での相談も可能です。詳しくは国際課まで。
お問い合わせ先	災害相談窓口（本庁舎2階市民相談室） TEL：33-4452 外国語での相談（国際課） TEL：33-6846

制度の名称	災害ごみの受入れ【更新】										
支援の種類	サービス等										
制度の内容	令和7年8月大雨により家庭で出た災害ごみは、以下の仮置場で受け入れています。 <受入品目> <table><tr><td>家具類（※）</td><td>布団類</td><td>木くず</td><td>畳</td></tr><tr><td>家電製品類（※）</td><td>プラスチック製品</td><td>金属類</td><td></td></tr></table> （※）タンス、冷蔵庫等の中は空にしてください。 <受入場所・期間> ① 八代市水処理センター横（新港町3丁目1番） 9月10日まで ② 鏡支所（鏡町内田453番地1） 9月10日まで ③ 千丁東グラウンド（千丁町太牟田339） 8月30日まで ※受入時間（上記3か所とも） 午前： 9時00分～12時00分 午後： 13時00分～16時30分まで <受入休止> ① 八代市水処理センター横 8月28日（木）、9月1日（月）、4日（木）、8日（月） ② 鏡支所 8月27日（水）、31日（日）、9月3日（水）、8日（月） ※状況により期間等、変更する場合があります。搬入前に必ずホームページ等でご確認ください。			家具類（※）	布団類	木くず	畳	家電製品類（※）	プラスチック製品	金属類	
家具類（※）	布団類	木くず	畳								
家電製品類（※）	プラスチック製品	金属類									
活用できる方	令和7年8月大雨で被災された方										
注意事項	・ 受入れは、八代市で発生した大雨に伴う災害ごみに限ります。 ・ 通常ごみ（家庭ごみ）、産業廃棄物は受け入れできません。 ・ 上記の受入品目以外の災害ごみは、証明書（り災・被災）があれば、エコエイトやつしろにて手数料免除で受入できます。（手続き必要） ・ 必ず分別してお持ち込みください。 ・ 運転免許証をご提示ください。（住所、氏名を控えさせていただきます。） ・ 搬入を依頼される場合は、委任状を確認させていただきます。 ※委任状には次の内容を記入してください。（様式は任意） （1）災害ごみ発生の世帯住所 （2）処理を委任した人の氏名 （3）委任者と搬入者の関係（親類、ボランティア等）										
お問い合わせ先	循環社会推進課 TEL：34-1997										

制度の名称	消毒液の配布
支援の種類	物資の配布
制度の内容	消毒薬が必要な方に無料で配布しています。 <u>事前に環境課（33-4114）へご連絡をお願いします。</u> ＜配布方法＞ <u>事前連絡の上</u>、以下の施設で直接お受け取りください。 ・環境課（エコエイトやつしろ管理棟 1 階：八代市港町 299 番地） ・千丁支所及び鏡支所 ・各コミュニティセンター（平日のみ） ＜配布時間＞ 午前 8 時 30 分～午後 5 時 ＜配布物＞ ・消毒液（500 ml×1 本／世帯） ・使用方法を記載したチラシ
活用できる方	令和 7 年 8 月大雨により床下・床上浸水した家屋の所有者または居住者
注意事項	・薬剤の散布等は各自で行ってください。 ・消毒液は、約 100 倍に薄めてお使いください。 ・薬剤が皮膚や目に入ったときは大量の水と石けんでよく洗い流してください。
お問い合わせ先	環境課 TEL：33-4114

制度の名称	公衆浴場の無料入浴支援【追加】																																																																																																									
支援の種類	サービス等																																																																																																									
制度の内容	被災され入浴が困難な方は、公衆浴場を無料で利用できます。 ＜対象者＞ ・避難所で生活をされている方 ・自宅の入浴施設が被災するなどして入浴ができない方 ＜内容＞ 入浴料金が無料です。※石鹸やシャンプー等は自己負担になります。 ＜実施期間＞ 当分の間、実施します。終了時期は別途お知らせします。 ＜実施施設（協力施設）＞ 無料入浴サービス提供協力公衆浴場一覧 令和7年8月25日現在 <table><tr><th>No.</th><th>施設名</th><th>住所</th><th>電話</th><th>利用時間 (受付は閉館時間の30分前から1時間前までとなりますのでご注意ください)</th><th>休館日</th><th>サービス提供開始日</th></tr><tr><td>1</td><td>つる乃湯</td><td>熊本県八代市川田町西479</td><td>0965-39-1000</td><td>6時30分～22時00分</td><td>なし</td><td>8月25日</td></tr><tr><td>2</td><td>Tabistホテル潮青閣</td><td>熊本県八代市日奈久中西町485</td><td>0965-38-3300</td><td>12時30分～22時00分</td><td>なし</td><td>8月25日</td></tr><tr><td>3</td><td>金波楼</td><td>熊本県八代市日奈久上西町336-3</td><td>0965-38-0611</td><td>平日15時30分～21時00分 土日祝12時00分～21時00分</td><td>なし</td><td>8月25日</td></tr><tr><td>4</td><td>あたらし屋旅館</td><td>熊本県八代市日奈久中町283</td><td>0965-38-0213</td><td>10時00分～15時00分</td><td>不定休 (事前問い合わせ)</td><td>8月25日</td></tr><tr><td>5</td><td>不知火ホテル</td><td>熊本県八代市日奈久中西町新4</td><td>0965-38-0414</td><td>平日16時00分～19時30分 土日祝10時00分～19時00分</td><td>不定休 (事前問い合わせ)</td><td>8月25日</td></tr><tr><td>6</td><td>松の湯</td><td>熊本県八代市日奈久中西町380</td><td>0965-38-0573</td><td>8時30～20時30分</td><td>第1・2・4・5火曜日</td><td>8月25日</td></tr><tr><td>7</td><td>旅館幸ヶ丘</td><td>熊本県八代市日奈久上西町394</td><td>0965-38-3016</td><td>10時00分～19時00分</td><td>火曜日</td><td>8月25日</td></tr><tr><td>8</td><td>武士屋旅館</td><td>熊本県八代市日奈久上西町360</td><td>0965-38-0207</td><td>9時00分～20時00分</td><td>不定休 (事前問い合わせ)</td><td>8月25日</td></tr><tr><td>9</td><td>日奈久温泉センター ばんべい湯</td><td>熊本県八代市日奈久中町316</td><td>0965-38-0617</td><td>10時00分～22時00分</td><td>第3火曜日(祝日なら翌日)</td><td>8月26日</td></tr><tr><td>10</td><td>東湯</td><td>熊本県八代市日奈久浜町232</td><td>0965-38-0617</td><td>6時00分～22時00分</td><td>第2木曜日</td><td>8月26日</td></tr><tr><td>11</td><td>八代市千丁健康温泉センター</td><td>熊本県八代市千丁町新牟田1433</td><td>0965-46-2611</td><td>10時00分～21時00分</td><td>月曜日(祝日なら翌日)</td><td>8月26日</td></tr><tr><td>12</td><td>さかもと温泉センター クレオン</td><td>熊本県八代市坂本町川嶺1091</td><td>0965-45-8814</td><td>10時00分～20時00分</td><td>木曜日(祝日は営業)</td><td>8月25日</td></tr><tr><td>13</td><td>憩いの家</td><td>熊本県八代市坂本町鶴喰893</td><td>0965-45-8820</td><td>12時00分～20時00分</td><td>火曜日</td><td>8月25日</td></tr><tr><td>14</td><td>東陽交流センター せせらぎ</td><td>熊本県八代市東陽町南1051-1</td><td>0965-65-2112</td><td>10時00分～20時00分</td><td>水曜日(祝日なら翌日) ※9/1(月)～10(水)休館※</td><td>8月25日</td></tr></table> ＜利用方法＞ 利用施設の受付にて、お申込みください。無料入浴証明書を発行します。	No.	施設名	住所	電話	利用時間 (受付は閉館時間の30分前から1時間前までとなりますのでご注意ください)	休館日	サービス提供開始日	1	つる乃湯	熊本県八代市川田町西479	0965-39-1000	6時30分～22時00分	なし	8月25日	2	Tabistホテル潮青閣	熊本県八代市日奈久中西町485	0965-38-3300	12時30分～22時00分	なし	8月25日	3	金波楼	熊本県八代市日奈久上西町336-3	0965-38-0611	平日15時30分～21時00分 土日祝12時00分～21時00分	なし	8月25日	4	あたらし屋旅館	熊本県八代市日奈久中町283	0965-38-0213	10時00分～15時00分	不定休 (事前問い合わせ)	8月25日	5	不知火ホテル	熊本県八代市日奈久中西町新4	0965-38-0414	平日16時00分～19時30分 土日祝10時00分～19時00分	不定休 (事前問い合わせ)	8月25日	6	松の湯	熊本県八代市日奈久中西町380	0965-38-0573	8時30～20時30分	第1・2・4・5火曜日	8月25日	7	旅館幸ヶ丘	熊本県八代市日奈久上西町394	0965-38-3016	10時00分～19時00分	火曜日	8月25日	8	武士屋旅館	熊本県八代市日奈久上西町360	0965-38-0207	9時00分～20時00分	不定休 (事前問い合わせ)	8月25日	9	日奈久温泉センター ばんべい湯	熊本県八代市日奈久中町316	0965-38-0617	10時00分～22時00分	第3火曜日(祝日なら翌日)	8月26日	10	東湯	熊本県八代市日奈久浜町232	0965-38-0617	6時00分～22時00分	第2木曜日	8月26日	11	八代市千丁健康温泉センター	熊本県八代市千丁町新牟田1433	0965-46-2611	10時00分～21時00分	月曜日(祝日なら翌日)	8月26日	12	さかもと温泉センター クレオン	熊本県八代市坂本町川嶺1091	0965-45-8814	10時00分～20時00分	木曜日(祝日は営業)	8月25日	13	憩いの家	熊本県八代市坂本町鶴喰893	0965-45-8820	12時00分～20時00分	火曜日	8月25日	14	東陽交流センター せせらぎ	熊本県八代市東陽町南1051-1	0965-65-2112	10時00分～20時00分	水曜日(祝日なら翌日) ※9/1(月)～10(水)休館※	8月25日
No.	施設名	住所	電話	利用時間 (受付は閉館時間の30分前から1時間前までとなりますのでご注意ください)	休館日	サービス提供開始日																																																																																																				
1	つる乃湯	熊本県八代市川田町西479	0965-39-1000	6時30分～22時00分	なし	8月25日																																																																																																				
2	Tabistホテル潮青閣	熊本県八代市日奈久中西町485	0965-38-3300	12時30分～22時00分	なし	8月25日																																																																																																				
3	金波楼	熊本県八代市日奈久上西町336-3	0965-38-0611	平日15時30分～21時00分 土日祝12時00分～21時00分	なし	8月25日																																																																																																				
4	あたらし屋旅館	熊本県八代市日奈久中町283	0965-38-0213	10時00分～15時00分	不定休 (事前問い合わせ)	8月25日																																																																																																				
5	不知火ホテル	熊本県八代市日奈久中西町新4	0965-38-0414	平日16時00分～19時30分 土日祝10時00分～19時00分	不定休 (事前問い合わせ)	8月25日																																																																																																				
6	松の湯	熊本県八代市日奈久中西町380	0965-38-0573	8時30～20時30分	第1・2・4・5火曜日	8月25日																																																																																																				
7	旅館幸ヶ丘	熊本県八代市日奈久上西町394	0965-38-3016	10時00分～19時00分	火曜日	8月25日																																																																																																				
8	武士屋旅館	熊本県八代市日奈久上西町360	0965-38-0207	9時00分～20時00分	不定休 (事前問い合わせ)	8月25日																																																																																																				
9	日奈久温泉センター ばんべい湯	熊本県八代市日奈久中町316	0965-38-0617	10時00分～22時00分	第3火曜日(祝日なら翌日)	8月26日																																																																																																				
10	東湯	熊本県八代市日奈久浜町232	0965-38-0617	6時00分～22時00分	第2木曜日	8月26日																																																																																																				
11	八代市千丁健康温泉センター	熊本県八代市千丁町新牟田1433	0965-46-2611	10時00分～21時00分	月曜日(祝日なら翌日)	8月26日																																																																																																				
12	さかもと温泉センター クレオン	熊本県八代市坂本町川嶺1091	0965-45-8814	10時00分～20時00分	木曜日(祝日は営業)	8月25日																																																																																																				
13	憩いの家	熊本県八代市坂本町鶴喰893	0965-45-8820	12時00分～20時00分	火曜日	8月25日																																																																																																				
14	東陽交流センター せせらぎ	熊本県八代市東陽町南1051-1	0965-65-2112	10時00分～20時00分	水曜日(祝日なら翌日) ※9/1(月)～10(水)休館※	8月25日																																																																																																				
活用できる方	・避難所で生活をされている方 ・自宅の入浴施設が被災するなどして入浴ができない方																																																																																																									
注意事項	—																																																																																																									
お問い合わせ先	健康福祉政策課 TEL：33-4003 営業時間など利用については、各施設へお問合せください																																																																																																									

制度の名称	災害ボランティアの派遣依頼・ボランティアの募集
支援の種類	災害ボランティア（八代市社会福祉協議会）
制度の内容	被災された方々の支援のため、ボランティアのご協力により、順次、家屋の片づけ・清掃などの支援活動を行っていきます。 災害ボランティアセンターを設置し、20日（水）からボランティア活動を開始しました。 八代市災害ボランティアセンター 場所：鏡支所・東側駐車場（八代市鏡町内田 453-1） 災害ボランティアセンターホームページ →  ＜災害ボランティア派遣を希望される方＞ ○支援内容：家屋内外の片づけ、清掃、家具等の運搬補助等 ※専門的な技術を要することや危険を伴う活動などの要望にお応えできない場合があることをご了承ください。 派遣のご依頼は、下記までご連絡いただき、お申込みください。 受付時間：午前9時～午後4時 受付電話：080-5706-3112 または 090-9648-7651 ＜災害ボランティア活動への参加を希望される方＞ 登録窓口の混乱を避けるため、事前登録及びボランティア活動保険への加入をお願いしています。 災害ボランティアセンターホームページから、お申し込みください。
活用できる方	被災されボランティアによる住居のあと片付けや汚泥の除去などをご希望される方
注意事項	—
お問い合わせ先	八代市災害ボランティアセンター TEL：080-5706-3112 または 090-9648-7651

制度の名称	災害サポート・レンタカーの提供
支援の種類	サービス等
制度の内容	「災害サポート・レンタカー」とは、令和 7 年 8 月 10 日からの大雨により被災された方。支援活動を行う団体を対象に、（一社）日本カーシェアリング協会が実施する、車の無償貸出支援です。 【貸出条件】 （１）運転免許証の提示（運転者全員分。申込者以外はコピー・写真可） （２）携帯電話の所有（お持ちでない場合は要相談） （３）被災の証明（被災・り災証明（申請）書控、被災状況のわかる写真など） 【貸出期間】 ・軽乗用車、普通車・・・最長 1 4 日間（期間中何度でも利用可） ・軽トラック・・・・・・最長 3 日間（期間中何度でも利用可） ※ 令和 7 年 12 月 25 日まで無料貸出し 【貸出場所】 熊本市西部公民館（熊本市西区役所 旧館：熊本市西区小島 2 丁目 7-1） ※ 制度の詳細については、こちらからご確認ください。 https://www.japan-csa.org/blog/archives/10220
活用できる方	令和 7 年 8 月大雨で被災された方
注意事項	利用いただくには、事前の申込が必要です。
お問い合わせ先	日本カーシェアリング協会 TEL：050-5799-4740 予約専用 （9:30 ～ 16:00）※水曜 休み 予約申込フォーム： https://www.japan-csa.org/blog/202508disaster2

公的書類の発行等

制度の名称	り災証明書の発行
支援の種類	証明書
制度の内容	令和7年8月大雨により住家に被害を受けた場合、各種被災者支援策の手続きのために、災害対策基本法に基づき家屋の被害程度を記載した「り災証明書」を発行しています。 なお、八代市では、住家以外の家屋や家財などで「被害の程度」が必要でないものについても「被災証明書」として発行しています。 ＜申請場所＞ 市民税課、各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所 ＜申請時間＞ 8時30分～17時15分 ＜申請に必要なもの＞ ・り災証明願 ※市ホームページから取得できます。 ・り災証明申請書 ・被害状況が確認できる写真 ※住家で床上浸水の場合と、住家の床下浸水で自己判定方式を希望されない場合は不要です。 ※被災証明（車・動産等の被災分）・り災証明（住家の床下浸水等）は必須です。 ※現像は必須ではありません。スマートフォン等の画像データのままと持参ください。
活用できる方	令和7年8月大雨により住家に被害を受けた方
注意事項	窓口申請は代理人でもできますが、免許証などで窓口に来られた人の本人確認をします。
お問い合わせ先	市民税課 TEL：33-4107

制度の名称	マイナンバーカード等の再交付手数料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	豪雨災害の影響によりマイナンバーカードを紛失等した場合は、無料でカードの再交付の申請を行うことができます。 【申請場所】 市民課、各支所地域振興課、日奈久出張所 【対象のお手続き】 マイナンバーカード及び電子証明書の再交付手続き
活用できる方	令和7年8月10日以前に、マイナンバーカードを受け取られている方で、り災証明書又は被災証明書の交付を受けられた方
注意事項	—
お問い合わせ先	市民課 TEL：33-4110

制度の名称	住民票等の交付手数料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	令和7年8月豪雨災害により被害を受けられた方を対象に、次のとおり証明書等の交付手数料を免除します。 【対象となるお手続き】 (1)印鑑登録証（証明書交付カード）の再交付 (2)印鑑登録証明書の交付 (3)住民票の写しの交付 【申請場所】 市民課、各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所 ※龍峯出張所では、印鑑登録証（証明書交付カード）の再交付手続きは行っておりません。 【手続き方法】 窓口で請求される際、以下の書類を提示してください。 (1)り災証明書又は被災証明書 (2)本人確認ができるもの (3)豪雨災害に関連する手続きとして、公的機関等に提出することが確認できる書類
活用できる方	(1)令和7年8月10日以前に印鑑登録証（証明書交付カードを含む。）の交付を受けられた方で、豪雨災害により紛失等をされた方 (2)豪雨災害に関連し、公的機関（国又は地方公共団体）への手続き、損害保険の請求等に証明書を使用される方
注意事項	・印鑑登録証（証明書交付カード）の再交付では、登録する印鑑をお持ちください。また、再交付には数日要する場合があります。 ・代理人が来られる場合は、委任状が必要となります。 ・コンビニ交付サービスでは、交付手数料は免除されません。
お問い合わせ先	市民課 TEL：33-4110

経済・生活面の支援

制度の名称	災害見舞金の支給
支援の種類	給付
制度の内容	住家が床上浸水などの準半壊以上の被害を受けた世帯に対し、災害見舞金を支給します。 ＜対象者＞ ①住家の被害を受け、床上浸水など準半壊以上の「り災証明」を受けた世帯主 ②住家の被害を受け、全壊の「り災証明」を受けた世帯主 ＜支給＞ ①住家の床上浸水など準半壊以上 3万円 ②住家の全壊 10万円 ＜対象の方へのご案内＞ 申請については、り災証明書発送時に該当される世帯にご案内します。
活用できる方	住家に被害を受けた世帯で、上記の対象に該当される方
注意事項	—
お問い合わせ先	健康福祉政策課 TEL：33-4003

制度の名称	児童扶養手当の特例措置
支援の種類	給付
制度の内容	○被災により、認定請求等が遅れた場合 児童扶養手当は、原則として請求の翌月分からの支給開始になります。 自然災害（風水害等）などやむを得ない事情により届出が遅れた場合、当該事由が生じた日から14日以内に児童扶養手当被災状況書を提出することで、被害が発生した翌月から手当を支給します。 ○住宅・家財等が2分の1以上被災された場合 所得制限を一時的に解除し、全額支給になる特例措置が受けられる場合があります。 ＜対象者＞ 児童扶養手当が一部支給停止または、全部支給停止の方や、これから認定請求する方で、災害により住宅等の2分の1以上被災された方 該当される場合は、こども家庭支援課までお申出ください。
活用できる方	児童扶養手当受給者又はこれから認定請求される方
注意事項	—
お問い合わせ先	こども家庭支援課 TEL：37-6800

制度の名称	学用品の給与
支援の種類	物資の支給
制度の内容	【対象品目】 ① 教科書及び正規の教材 学校に有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑など ② 文房具、通学用品 ノート、鉛筆、消しゴム、傘、靴、長靴、運動靴、体育着、笛など 【限度額】 ① 教科書及び正規の教材 実費 ② 文房具、通学用品 小学校児童 5,500円以内 中学校生徒 5,800円以内 【申請方法】 在籍の学校を通じて申請
活用できる方	令和7年8月10日からの大雨により住家の全壊、流失、半壊又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある児童生徒
注意事項	・児童生徒一人につき1回限りとなります。 ・救助期間が設けられており、期間内に在籍の学校より照会しています。
お問い合わせ先	学校教育課 Tel：33-6133

税金・保険料等の減免措置等

制度の名称	市県民税の減免
支援の種類	減免
制度の内容	家屋の被害が一定の基準を満たす場合は、市県民税の一部が減免されます。 申請受付に向け準備中です。もうしばらくお待ちください。 市ホームページ等でお知らせします。
お問い合わせ先	市民税課 TEL：33-4107

制度の名称	固定資産税の減免
支援の種類	減免
制度の内容	家屋の被害が一定の基準を満たす場合は、固定資産税の一部が減免されます。 申請受付に向け準備中です。もうしばらくお待ちください。 市ホームページ等でお知らせします。
お問い合わせ先	資産税課 TEL：33-4108

制度の名称	国民健康保険税の減免
支援の種類	減免
制度の内容	家屋の被害が一定の基準を満たす場合は、国民健康保険税の一部が減免されます。 申請受付に向け準備中です。もうしばらくお待ちください。 市ホームページ等でお知らせします。
お問い合わせ先	国保ねんきん課 TEL：33-4113

制度の名称	介護保険料の減免
支援の種類	減免
制度の内容	家屋の被害が一定の基準を満たす場合は、介護保険料の一部が減免されます。 申請受付に向け準備中です。もうしばらくお待ちください。 市ホームページ等でお知らせします。
お問い合わせ先	介護保険課 TEL：32-1175

制度の名称	後期高齢者医療保険料の減免
支援の種類	減免
制度の内容	家屋の被害が一定の基準を満たす場合は、後期高齢者医療保険料の一部が減免されます。 申請受付に向け準備中です。もうしばらくお待ちください。 市ホームページ等でお知らせします。
お問い合わせ先	国保ねんきん課 TEL：33-4490

公共料金の減免措置等

制度の名称	水道料金・簡易水道使用料の減免【追加】						
支援の種類	減免						
制度の内容	令和7年8月大雨により被災された方を対象に、水道料金・簡易水道使用料の全額または一部を免除します。 ＜対象者＞ り災証明書の交付を受けられた方 ※り災証明書に記載されているり災場所に給水する水道料金・簡易水道使用料を減免します。 ＜減免対象月＞ 9月請求分（8月使用分） ＜減免内容＞ <table border="1"> <thead> <tr> <th>判定区分</th><th>減免区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 【床上浸水】 全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊 準半壊 </td><td>全額減免（請求なし）</td></tr> <tr> <td> 【床下浸水】 一部損壊 </td><td> 基本料金のみ請求 （上水道：920円、簡易水道：1,630円、 生活環境事務組合の場合：1,210円） ※口径13mmの水道メーターを使用の場合 </td></tr> </tbody> </table> ＜申請方法＞ り災証明書の申請受付にて減免申請があったとみなします。申請不要です。	判定区分	減免区分	【床上浸水】 全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊 準半壊	全額減免（請求なし）	【床下浸水】 一部損壊	基本料金のみ請求 （上水道：920円、簡易水道：1,630円、 生活環境事務組合の場合：1,210円） ※口径13mmの水道メーターを使用の場合
判定区分	減免区分						
【床上浸水】 全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊 準半壊	全額減免（請求なし）						
【床下浸水】 一部損壊	基本料金のみ請求 （上水道：920円、簡易水道：1,630円、 生活環境事務組合の場合：1,210円） ※口径13mmの水道メーターを使用の場合						
活用できる方	り災証明書の交付を受けられた方						
注意事項	・9月12日（金）までに上記被災判定が確認できた方は、減免した額で8月使用分を9月に請求します。確認が9月13日（土）以降になる方は、減免前の金額を9月に請求しますので、納期限までにお支払いください。後日減免額との差額を還付または翌月以降の請求分にて減額調整させていただきます。 ・還付の場合は必要なお手続きがありますので、お時間をいただきます。						
お問い合わせ先	水道局または上下水道お客様センター 水道局 TEL：33-1868 上下水道お客様センター（上水道） TEL：32-7194 千丁町、鏡町、東陽町、泉町の上水道をご利用の方 八代生活環境事務組合 TEL：62-2049						

制度の名称	下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料 ・公共浄化槽使用料の減免【追加】	
支援の種類	減免	
制度の内容	令和7年8月大雨により被災された方を対象に、下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料及び公共浄化槽使用料の全額または一部を免除します。 ＜対象者＞ り災証明書の交付を受けた方 ※り災証明書に記載されているり災場所からの排水に対する下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料・公共浄化槽使用料を減免します。 ＜減免対象月＞ 9月請求分（8月使用分） ＜減免内容＞	
	被災判定区分	減免区分
	【床上浸水】 全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊 準半壊	全額減免（請求なし）
	【床下浸水】 一部損壊	基本料金のみ請求 ・下水道：1,390円 ・農業集落排水：2,600円 ・公共浄化槽：4,460円
	＜申請方法＞ り災証明書の申請受付にて減免申請があったとみなしますので、申請不要です。	
活用できる方	り災証明書の交付を受けた方	
注意事項	・9月12日（金）までに上記被災判定が確認できた方は、減免した額で8月使用分を9月に請求します。確認が9月13日（土）以降になる方は、減免前の金額を9月に請求しますので、納期限までにお支払いください。後日減免額との差額を還付または翌月以降の請求分にて減額調整させていただきます。 ・還付の場合は必要なお手続きがありますので、お時間をいただきます。	
お問い合わせ先	下水道総務課または上下水道お客様センター 下水道総務課 TEL：33-4147 上下水道お客様センター（下水道） TEL：62-9888	

制度の名称	下水道受益者負担金（分担金）の徴収猶予【追加】
支援の種類	猶予
制度の内容	令和7年8月大雨により被災された方を対象に、下水道受益者負担金（分担金）の支払期限を1年間延長します。 ＜対象者＞ り災証明書の交付を受けた方 ＜猶予対象期＞ 令和7年度2期、3期、4期 ＜猶予期間＞ 1年間 ＜申請方法＞ 電話にて相談後、り災証明書を添付した申請書を提出してください。
活用できる方	り災証明書の交付を受けた方
注意事項	—
お問い合わせ先	下水道総務課 TEL：33-4147

制度の名称	ケーブルテレビ利用料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	八代市ケーブルテレビ利用料について、令和 7 年 8 月 10 日からの大雨により被災された方で、利用できない（利用されない）方は、テレビやつしろ株式会社へ「休止」の申請をすることで、利用料が免除されます。 ＜対象区域＞ 八代市ケーブルテレビの業務区域内 ＜免除する内容＞ ・ケーブルテレビ利用料の「基本利用料金」及び「追加利用料金」 ＜免除の期間＞ 利用の休止の届出を提出した翌月から適用されます。
活用できる方	八代市ケーブルテレビの業務区域内の放送施設等が提供するサービス（ケーブルテレビ放送サービス）を受けている加入者
注意事項	・申請が無い場合は利用料金が発生します。
お問い合わせ先	「解約・休止」に関すること テレビやつしろ株式会社 TEL：0120-15-8246 （平日 9 時～18 時） 「ケーブルテレビの運用」に関すること デジタル推進課 TEL：33-4103

住まいの確保

制度の名称	賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）
支援の種類	現物貸与
制度の内容	住宅が被災により一定の被害を受け、そのままの状態では住むことができない場合で、自らの資力で住居を確保することができない被災者に対して、災害救助法に基づき民間賃貸住宅を無償で提供する制度です。 <条件> 賃貸する物件の家賃が1ヵ月当たり次の額以下であること 1人世帯 5.5万円以下 2人世帯 6.5万円以下 3人～4人世帯 8.5万円以下 5人以上の世帯 13万円以下 <入居期間> 最長2年間
活用できる方	令和7年8月大雨による八代市在住の被災者において、住まいが全壊・半壊（自宅に居住できない人に限る）した人、または、道路・電気・ガス・水道等設備復旧に長期間の見込みがある方
注意事項	・賃貸物件は、入居希望者ご自身で探していただきます。 ・駐車場代、水道、光熱水費等は入居者の負担となります。 ・既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方へ 8月11日（災害救助法適用日）以降、既に個人で契約して入居している場合でも、入居者の要件と借上げ住宅の条件等を満たし、貸主の同意が得られる場合は、県、貸主、入居者が三者契約を締結することで、入居日に遡って本事業（賃貸型応急住宅）の対象になります。（保険は遡及できません）
お問い合わせ先	住宅課 TEL：33-4122

制度の名称	住宅の応急修理						
支援の種類	現物給付						
制度の内容	日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで元の住家に引き続き住めるようにすること等を目的としたもので、応急修理に掛かる費用（限度額内の修理費用）を被災者に代わって被災自治体（八代市）が支払う制度です。 <修理の範囲> 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分であって、緊急に応急修理をすることが必要な部位です。 <費用の限度額> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害認定</th><th>限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、大規模半壊、 中規模半壊、半壊</td><td>一世帯あたり 最大 73 万 9 千円</td></tr> <tr> <td>準半壊</td><td>一世帯あたり 最大 35 万 8 千円</td></tr> </tbody> </table> <必要書類> ・災害救助法の住宅の応急修理申込書（様式第 1 号） ・資力に関する申出書（様式第 2 号） ・修理見積書（様式第 3 号） ・応急修理依頼書（様式第 4 号） ・り災証明書（写） ・施工前の被害状況がわかる写真 ・応急修理実施連絡書 等 ※8/25 受付開始	被害認定	限度額	全壊、大規模半壊、 中規模半壊、半壊	一世帯あたり 最大 73 万 9 千円	準半壊	一世帯あたり 最大 35 万 8 千円
被害認定	限度額						
全壊、大規模半壊、 中規模半壊、半壊	一世帯あたり 最大 73 万 9 千円						
準半壊	一世帯あたり 最大 35 万 8 千円						
活用できる方	り災証明の区分で「全壊（※1）」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」と記載されている住宅 （※1）全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は、支援の対象となります。						
注意事項	・必ず「施工前の被害状況写真」を撮影してください。スマートフォンで撮影した写真でも構いません。 ・市へご相談なく修理業者へ工事を依頼している場合、「住宅の応急修理」の支援を受けられなくなる場合がありますので、事前の相談をお願いします。 ・「半壊」以上と判定された方で、住居の修理期間が1か月を超える場合は、修理完了までの間、原則6か月間を限度に「住宅の応急修理」と「賃貸型応急住宅」の併用ができます。						
お問い合わせ先	営繕課 TEL：33-4401						

制度の名称	令和7年8月大雨 畳替助成事業
支援の種類	助成
制度の内容	令和7年8月大雨で被災した方が居住している住宅において、八代市産の畳表を使用した畳替（新調）に対して、補助をします。 ＜補助率＞ 9割（1 畳あたり 13,000 円上限） ※消費税は対象となりません ＜対象期間＞ 令和7年8月11日（月）～令和8年3月31日（火） 現在手続きの準備を行っています。 申し込み方法、受付期間等決定しましたら、改めてお知らせします。 熊本県産畳表マスコットキャラクター たたみわらし 畳 童子の「たみみ」 
活用できる方	床上浸水等により、準半壊以上の判定を受けた方
注意事項	—
お問い合わせ先	農業振興課 Tel：33-8751

事業経営・農林漁業への支援

制度の名称	八代市中小企業信用保証料補給事業（災害対応分）
支援の種類	補助
制度の内容	令和7年8月大雨で被災した事業者に対し、事業再建を支援するため、金融機関からの借入に必要な信用保証料の全額を補助します。 ＜対象融資＞ ① 小口資金融資 ② 中小企業経営安定特別融資 ③ 創業支援融資 ＜補給内容＞ 信用保証料の全額を補給
活用できる方	令和7年8月大雨により被害を受けた市内中小企業者
注意事項	—
お問い合わせ先	商工政策課 TEL：33-8513

制度の名称	日本政策金融公庫による「災害復旧貸付」													
支援の種類	貸付・融資													
制度の内容	地震、台風、豪雪や大規模な火災などの災害を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域の復興を支援するため、日本政策金融公庫が「災害復旧貸付」を実施します。 <制度内容> <table> <tr> <th></th><th>国民生活事業</th><th>中小企業事業</th></tr> <tr> <td>融資限度額</td><td>3千万円（※1）</td><td>1億5千万円（別枠）</td></tr> <tr> <td>融資期間 （うち措置期間）</td><td colspan="2">10年以内（※2） （2年以内）</td></tr> <tr> <td>金利（※3）</td><td>1.90%</td><td>1.95%</td></tr> </table> （※1）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。 （※2）国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間（うち措置期間）です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内（うち措置期間2年以内） （※3）いずれも令和7年8月1日現在、貸付期間5年の場合			国民生活事業	中小企業事業	融資限度額	3千万円（※1）	1億5千万円（別枠）	融資期間 （うち措置期間）	10年以内（※2） （2年以内）		金利（※3）	1.90%	1.95%
	国民生活事業	中小企業事業												
融資限度額	3千万円（※1）	1億5千万円（別枠）												
融資期間 （うち措置期間）	10年以内（※2） （2年以内）													
金利（※3）	1.90%	1.95%												
活用できる方	災害により被害のあった中小企業・小規模事業者													
注意事項	—													
お問い合わせ先	日本政策金融公庫 八代支店 Tel：32-5195													

制度の名称	中小企業基盤整備機構による「小規模企業共済災害時貸付」
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	(1) 貸付限度額：原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額 (2) 貸付利率：年0.9%（令和6年1月4日現在） (3) 貸付期間：貸付金額500万円以下 36ヵ月 505万円以上 60ヵ月 (4) 償還方法：6ヵ月ごとの元金均等割賦償還 (5) 担保、保証人：不要 (6) 借入窓口：商工組合中央金庫本・支店
活用できる方	小規模企業共済制度へ加入後、貸付資格判定時（4月末日及び10月末日）までに、12ヵ月以上の掛金を納付している共済契約者（ただし、貸付限度額が50万円以上）であって、災害救助法の適用される災害の被災区域内に事業所（※1）を有し、かつ、当該災害の影響により次の（1）又は（2）の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。 (1) 被災区域内にある事業所又はその契約者事業の主要な資産（※1）について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること。 (2) 当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高（※1）が前年同月に比して減少することが見込まれること。 （※1） 共済契約者が共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主の事業に関するもの、共済契約者が会社等の役員の場合はその会社等の事業に関するものとなります。
注意事項	以下が整っていれば、原則、即日貸付が可能です。（※2） (1) 被災したことを証明する証明書 (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構からの通知物（共済契約者の氏名及び契約者番号が分小規模企業共済災害時貸付の概要かるもの） (3) 貸付契約に必要な実印、印鑑証明（3ヵ月以内発行の原本） (4) 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等） (5) 収入印紙 （※2） 借入窓口を商工中金以外に登録している場合には、借入窓口を商工中金に変更する手続きが必要になるため、即日貸付はできません。
お問い合わせ先	中小企業基盤整備機構共済相談室 TEL：050-5541-7171

制度の名称	緊急時短期資金保証制度
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	〈限度額〉 ① 普通保証制度 2億8,000万円以内 ② 小口零細企業保証制度 2,000万円以内 〈資金使途〉 事業資金（運転資金に限る） 〈期間〉 6か月以内 〈保証料率〉 ① 普通保証制度の基準料率は、年0.45%～年1.90% ② 小口零細企業保証制度の基準料率は、年0.50%～年2.20% 〈融資利率〉 金融機関所定利率 〈返済方法〉 一括返済。ただし、保証期限到来後、一括返済できない場合は長期資金にて借換可能 〈担保〉 原則として不要 〈保証人〉 原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要
活用できる方	令和7年8月10日からの大雨により影響を受けた中小・小規模企業者
注意事項	1事業者1口限りとする
お問い合わせ先	熊本県信用保証協会 保証部保証事務課 TEL：096－375－2000